

清瀬市新庁舎建設基本計画策定委員会委員名簿

	役職	氏名	区分
1	委員長	澄川 喜一	学識を有する者
2	副委員長	齊藤 隆雄	団体推薦(清瀬市都市計画審議会)
3	委員	三井所 清典	学識を有する者
4	委員	山本 康友	学識を有する者
5	委員	平倉 直子	学識を有する者
6	委員	波澄 守	団体推薦(清瀬市社会福祉協議会)
7	委員	小山 康之	団体推薦(清瀬商工会)
8	委員	下嶋 一義	一般公募市民
9	委員	中川 一夫	一般公募市民
10	委員	林 清	一般公募市民
11	委員	菊間 英子	一般公募市民
12	委員	八代田 道子	一般公募市民

※順不同、敬省略

■ 新庁舎建設基本計画策定委員会 審議経過

会議名	開催日	内 容
第1回	12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長・副委員長選任 ・ 会議の運営方法について ・ 今後の進め方について
第2回	1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位関連計画等との整合性について ・ 新庁舎の基本方針の策定について
第3回	2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内及び市庁舎見学会の実施 ・ 新庁舎に求められる機能について
第4回	3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎に求められる機能について
第5回	4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防災拠点となる安全な庁舎」について ・ 「誰もが安心して利用できる庁舎」について
第6回	5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「良質な市民サービスを提供できる庁舎」について ・ 「効率的で使いやすい柔軟な庁舎」について
第7回	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民とのつながりが広がる庁舎」について ・ 「清瀬の地域性と環境に配慮した庁舎」について
臨時会	6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地（立川市役所）視察会
第8回	7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎の規模について ・ 敷地概要について ・ 土地利用・配置計画について
第9回	8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門配置及び階層構成計画について ・ 外観・デザイン計画について ・ 構造計画について ・ 設備計画について ・ 駐車場等の計画について ・ 施設の運用管理計画について
第10回	9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設に向けた事業計画について（事業方式等） ・ 最終答申に向けた全体の振り返り（第4章まで）
第11回	10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎建設に向けた事業計画について（概算事業費・財源計画、事業スケジュール等） ・ 最終答申に向けた全体の振り返り（第5章以降）
第12回	11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終答申(案)について ・ 市民説明会の開催について
臨時会	11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案 市民説明会

清瀬市新庁舎建設基本計画策定委員会設置要綱

平成25年9月26日清瀬市訓令第80号

(設置)

第1条 清瀬市新庁舎建設基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定にあたり、新庁舎建設に関する各事項について検討及び協議等を行って素案を作成するため、清瀬市新庁舎建設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎建設に関する各事項について調査、研究、検討及び協議を行い、基本構想等の素案を作成して市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) 一般公募による市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に市長が指名する委員長及び委員長が指名する副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、かつ資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、第2条に掲げる報告をもって解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部新庁舎建設室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 清瀬市新庁舎建設基本計画(答申書) 基本理念体系図

